



平成 24 年 9 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社 プ レ ナ ス
代表者名 代表取締役社長 塩 井 辰 男
(コード番号：9945 東証第一部)
問合せ先 経営管理室長 丸 山 俊 也
(TEL： 092 - 452 - 3678)

訴訟（控訴）の提起に関するお知らせ

当社を被告とする損害賠償請求訴訟に関して、平成 24 年 7 月 20 日付で東京地方裁判所による判決言い渡しがありました。原告である(有)オフィス創業経営より、同判決を不服として平成 24 年 7 月 31 日付で控訴の提起がなされ、昨日控訴状の送達を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 控訴を提起された年月日及び裁判所

- (1) 年 月 日： 平成 24 年 7 月 31 日（控訴状送達日 同年 9 月 10 日）
(2) 裁判所名： 東京高等裁判所

2. 控訴を提起した者

- (1) 商 号 (有)オフィス創業経営
(2) 所 在 地 埼玉県三郷市早稲田一丁目 17 番地 1
(3) 代表者の氏名 代表取締役 堂元 政一

3. 控訴の内容

- (1) 原判決を取り消す。
(2) 被控訴人は、控訴人に対し、16,750,026 円及びこれに対する平成 20 年 6 月 21 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
(3) 訴訟費用は第一・二審とも被控訴人の負担とする。

4 . 一審における訴訟内容

(1) 訴訟の経緯

本訴訟は、平成23年1月17日付(訴状送達日は同年1月31日)で、原告が営業を行っていた「ほっかほっか亭川口東領家店」が、当社が出店した直営店の影響により売上高が減少するなどの損害を被り、閉店するに至ったため、当社に対し損害賠償金を請求するものとして提起されておりましたが、東京地方裁判所は、平成24年7月20日付で当社の主張を全面的に認め、原告の請求を棄却する当社全面勝訴の判決を言い渡しました。

(2) 判決の内容

原告の請求を棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

5 . 今後の見通し

当社は、一審判決で当社の主張が全面的に認められたように、引き続き当社の正当性を主張してまいります。

当社業績への影響は今のところないものと考えておりますが、今後開示すべき事項が発生するなどした場合は、速やかにお知らせいたします。

以 上